

白梅学園大学・短期大学学生会規約

第1章 総則

第1条 本会は白梅学園大学・短期大学学生会と称する。

第2条 本会の事務所は、東京都小平市小川町1丁目830番地 白梅学園内に置く。

第3条 本会は会員の自主的精神に基づき自主的に運営され、学生生活の充実向上および学生相互の協力を図り、学風を推進させ学生の総意を実現することを目的とする。

第4条 本会は学校側との懇談会を持つことができる。

第2章 学生会の組織

第5条 本会は白梅学園大学・短期大学の学生全員を会員とする。ただし大学院生はこれを除く。

第6条 本会は前章第3条の目的を達成するために下記の機関を置く。

1. 学生総会
2. 中央委員会（執行部役員・クラス委員・クラブ委員）
3. 執行部役員会
4. 白梅祭実行委員会
5. 選挙管理委員会
6. 会計監査機関

第3章 会員の権利と義務

第7条 全ての会員は学生活動に参加する権利と義務を有し、本会会則および学生総会の決定事項に従う義務を負う。

第8条 全ての会員は選挙権、被選挙権を有する。

第9条 全ての会員は、本会運営のために会費納入の義務を負う。

第10条 全ての会員は、クラブに所属する権利がある。

第11条 学生会会員が会員として外部における全ての集会活動に参加する場合は執行部役員会に届け出て、許可を得なければならない。

第4章 学生会の機関

第1節 学生総会

第12条 学生総会は学生の総意を表明する本会の最高機関であり、全会員をもって構成される。

第13条 学生総会は、次の場合に、会議の目的を明示し会長が召集する。

1. 定期総会（前期・後期）
2. 臨時総会
 - 1) 会員の5分の1以上の要求があった場合
 - 2) 執行部役員会・委員会の要求があった場合

第14条 1. 議長団（議長1名・副議長1名・書記2名）の選出方法は学生総会当日、会員の中から、出席者の過半数の承認のもと、立候補もしくは指名する。
2. 学生総会は、全会員の過半数以上の出席を必要とする。（ただし、委任状を含む）
3. 議決は出席者の過半数で決定し、なお賛否同数の場合は議長が決定する。

第15条 学生総会は次の事項を議決する。

1. 活動報告および方針
2. 予算の議決および決算の承認
3. 規約改正
4. 執行部役員の選出
5. その他、学生生活に関する重要事項

第2節 中央委員会

第16条 全ての委員会に次ぐ決議機関であり、執行部役員および各クラス委員、クラブ委員により構成される。

第17条 中央委員会は、執行部役員および各クラス委員・クラブ委員の2分の1以上の出席で成立し、この会における決定事項は全会員に報告され執行部役員によって実施される。

第18条 中央委員会の委員長は、原則として学生会会長とする。

第19条 中央委員会は、前期・後期各1回の他、役員及び委員いずれかの3分の1の要求があったとき委員長によって開かれる。

第20条 中央委員会で行うことは次の通りとする。

1. 予算案および決算案の作成
2. 活動方針および計画案の作成
3. 1.2の他学生総会で審議されるべき事項の原案作成
4. その他、必要事項の審議決定

第3節 執行部役員会

第21条 本会の執行部役員は次の通りとする。

1. 会長 1名
1. 副会長 2名（大学・短期大学各1名）
1. 庶務 2名
1. 書記 2名
1. 会計 2名

第22条 執行部役員の役割は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、本会の運営の責任者となり、各会を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が不在の場合、その代理をする。
3. 庶務は一般事項を処理する。
4. 書記は各会の記録を作成保存する。
5. 会計は会費の徴収、収入支出の明細記帳および決算書、予算書の作成を行う。

第23条 執行部の任期は1年とする。

任期 7月1日から6月30日まで

(ただし、執行部役員は任期満了後2ヶ月間を引継期間とする)

第24条 執行部役員は週1回の定例会の他、執行部役員の3分の1以上の要求があった場合、または会長が必要と認めた場合に召集される。

第25条 執行部役員は次の事項を行う。

1. 学生会の方針に基づく事業計画の作成
2. 学生総会に提出する議案の作成
3. その他の必要事項

第4節 白梅祭実行委員会

第26条 白梅祭実行委員会は、クラス代表各クラス3名、学生会2名によって構成される。

第27条 白梅祭実行委員会は、白梅祭および関連行事の運営機関であり、委員長1名、副委員長2名、広報部長・副部長、組織部長・副部長、企画部長・副部長、ディスプレイ部長・副部長、会計部長・副部長、および実行各委員をもって構成される。

第28条 白梅祭実行委員会の任期は1年間とする。(ただし、再任をさまたげない)
新入生に関しては4月に選出して活動に入る。

第29条 1. 白梅祭実行委員は、白梅祭を運営するための一切の事務・企画事項を行う
2. 白梅祭実行委員会は、よりよい学園祭を推進することを任務とする。
3. 白梅祭実行委員会は各週1回の定例会を開かなければならない。ただし、委員長が認めた場合、必要に応じ委員会を開くこととし、特に学園祭の準備から総括までの期間においては、学園祭関係団体との相互連絡に務めなければならない。

第5節 選挙管理委員会

第30条 選挙管理委員会は、各クラスの代表者2名ずつで構成される。

第31条 選挙管理委員会は、委員長1名、副委員長1名、書記1名を選出する。

第32条 選挙管理委員会は、選挙が行われる1ヶ月前に活動を開始し、委員会を発足、選挙終了時までを活動期間とする。

第33条 活動期間中は、委員長が必要と認めたとき、または委員の3分の1以上の要求

があった場合、委員長によって召集される。

第34条 候補者の選出方法は、立候補または推薦立候補とする。

第6節 会計監査機関

第35条 会計監査は各クラス委員の中から2名を選出し、決算時の監査を行う。

第5章 クラブ及び同好会

第36条 本大学のクラブは、学生生活の余暇を利用し、学生相互の協力および親睦を図ると共に、人間形成のために種々の研究を行うことを目的とし、各クラブの総意と特性に基づき自主的に運営される。

第37条 本大学のクラブは7名以上をもって成立され、総会の承認を得なければならない。

第38条 クラブの所属期間は1年とする。

第39条 各クラブは次の役員を置かなければならない。

1. 部長 1名
1. 副部長 1名
1. 書記 1名
1. 会計 1名

第40条 各役員の仕事

1. 部長はクラブを代表し、運営の責任を負う。
2. 副部長は部長を補佐し、部長が不在のときはそれを代理する。
3. 書記は部会の記録を作成し、保存する。
4. 会計は部の収支を図るため、次の事項を行う。
 - 1) クラブ収支の決算
 - 2) 会計簿の明細記録、部費および予算の明細記録

第41条 各クラブの活動方針およびその他の決定事項は、クラブ部員の総意に基づいて行わなければならない。

第42条 各クラブの部長および会計は執行部役員会に予算を申請することができる。なお、活動費を受け取った場合は、必ず年度末に決算報告をしなければならない。

第43条 各クラブの部長の任期は1年を原則とし、改選は毎年12月に行う。なお、場合によっては部員の過半数の要求により、随時改選することができる。

第44条 各クラブの代表者1名は、中央委員会に出席しなければならない。

第45条 廃部については、部員がいなくなった年1年間は休部とし、翌年もいない場合は廃部とする。

第46条 クラブに準ずるものとして同好会を認めることができる。

附則 この学生会規約は、平成22年6月29日より施行する。